

# 平成29年度 公益財団法人岐阜県国際交流センター 事業計画書

## I 基本方針

平成24年4月に公益財団法人に移行し、県レベルの国際化を推進する地域国際化協会として、また、県の外郭団体として、公益法人の役割と責務を自覚し、県民、地域に信頼されるセンターとなる必要がある。

平成24年3月に岐阜県が改定した「岐阜県多文化共生推進基本方針」において、当センターは、引き続き外国人県民の自立支援のため、行政と民間団体との連携の仕組みづくりやモデル事業の広域的な普及などの役割を担うよう位置づけられている。

また、本県の国際化の方向も変化してきている。県内で生まれ育った外国人青少年の数が増え、県内で定住・永住をしている者が増加している。多文化共生の地域社会づくりの方向性も、その変化に呼応する柔軟性が求められている。

このような認識のもと、当センターは、本県の中核となる国際交流拠点として、県民の国際理解を増進するとともに、国際化推進のための環境づくりを行い、県民主体の多文化共生や国際交流・国際協力活動を促進し、文化や考え方の多様性が尊重され、安心して暮らせる多文化共生社会を構築するための事業を積極的に展開する。

なお、当センターの財政・運営環境は厳しい状況にあるため、経営基盤の充実と業務の効率化を図るとともに、様々な団体等との役割分担を再確認しつつ、連携・協働を一層深め、広域的、モデル的な事業を中心に効果的に進めることとする。

## II 重点目標

### 1 多文化共生の地域づくり

外国人県民への日本での生活設計に向けた支援、外国人相談員の相談対応による問題解決等により、外国人県民が地域社会の一員として活躍できる環境づくりを進める。

### 2 地域の国際化推進のための環境づくり

行政、市町村国際交流協会、NPO等民間団体、地域住民とのネットワークを強化し、それぞれのニーズの把握に努めるとともに、情報発信や活動の場の提供等を通じての活動支援を行う。

また、岐阜県における多文化共生社会の実現に向けて、県民の多文化共生の意識醸成や地域を担う人材育成も行う。

### 3 ボランティア・民間団体の活動促進

医療や災害などの広域的かつ緊急的課題に対応するボランティアの研修や、民間団体の実施事業への助成等を通じて、県民や民間団体の主体的な取組みを支援、活動の活性化を図り、外国人県民が安心・安全に暮らせる環境づくりを推進する。

### 4 経営基盤の整備

賛助会員の拡大、広告掲載等により経営基盤の強化を図る。

### Ⅲ 事業計画

#### 多文化共生の地域づくり

#### 1 在住外国人支援事業【7,451千円】

##### 外国人の子ども・保護者向け生活設計支援事業（拡充）

外国人の子どもと保護者に対して、定住を前提とした日本の教育制度、就労環境等を理解した上で生活設計をしてもらえるよう、ライフプラン講座を開催する。講座の内容をまとめたガイドブックを作成し、外国人県民に周知する。

- ・日本の教育制度、教育費
- ・日本で生活するうえで必要なお金、社会保障制度、長期的な人生設計の必要性
- ・子どもを対象に正規雇用と非正規雇用の違い、外国人の先輩社員の講話

#### 2 外国人相談員配置事業【9,933千円】

外国人県民が日常生活で直面している様々な問題の解決に向けて、日本に長年居住し、日本語及び外国語（ポルトガル語、タガログ語）が堪能な相談員を配置し、相談、助言を行う。また、外国人のための相談員や通訳員を配置していない県機関や市町村の行政窓口への派遣、県・市町村等の行政情報の翻訳を行うなど、多言語による情報提供を行う。

さらに、多様な相談に対応するため、専門家と連携して、「行政書士相談」、「カウンセラー（こころの）相談」等を実施する。

#### 3 日本語指導者育成支援事業【2,463千円】

##### （1）外国人の子どもの日本語支援者育成研修（新規）

地域の日本語教室のボランティア等が外国人児童生徒に適切な日本語指導ができるよう、大人と子どもの日本語指導の違いや外国人の子どもへの日本語支援の方法を学ぶ研修を実施し、地域における外国人の子どもの日本語支援者の育成、確保を図る。

- ・対象：日本語教室のボランティア、子どもへの日本語支援活動をこれから実施しようとする者、学校の日本語指導者・適応指導員等
- ・内容：大人と子どもの日本語指導の違い、外国人児童生徒への日本語支援の方法、現場見学等

##### （2）日本語教室連絡会議・研修会の開催

県内の日本語教室を活性化し、岐阜県における日本語教育の体制整備を図るため、連絡会議または研修会を開催する。

- ・対象：日本語教室運営者・ボランティア、日本語教室を開催する市町村・市町村国際交流協会等
- ・内容：日本語教室の活動報告及び課題の共有、情報交換または、日本語教室活動のヒントとなる研修等

## 1 情報サービス事業【6,730 千円】

### (1) 交流サロン運営事業

日本人県民と外国人県民の交流、情報提供や相談の場、及び個人や国際関係団体の活動支援の場として交流サロンを設置し、各種サービスの充実を図る。

- ・日本語教材や図書資料の閲覧、国旗、会議室の貸出、メッセージボードの運営
- ・国際交流・協力や外国人県民の日常生活の相談
- ・県・市町村の行政情報等の多言語翻訳
- ・語学講座、外国文化紹介を行う多文化共生サロンの開催
- ・国際交流員による国際理解講座への講師派遣

### (2) 情報提供事業

センターや国際関係団体等の取組み等、国際交流や多文化共生に関する情報を幅広く県民に提供し、また、在住外国人が母語で生活に役立つ行政関連情報等を多言語で提供するため、刊行物の発行やホームページを通じて発信する。

#### ① 情報誌「世界はひとつ」の発行

- ・内 容：国際関係団体の取組み、外国人の生活情報、国際交流イベント情報等を紹介
- ・発行部数：年3回、各3,000部（ホームページにも掲載）
- ・掲載言語：日本語、英語、中国語、ポルトガル語

#### ② 岐阜県広報「岐阜県からのお知らせ」の多言語化（新規）

- ・内 容：県広報「岐阜県からのお知らせ」を多言語化し、外国人県民への情報提供の充実を図る。
- ・発 行：毎月1回（県ホームページに掲載）
- ・翻訳言語：英語、中国語、ポルトガル語、タガログ語

#### ③ 「国際交流の窓」の発行

- ・内 容：県、市町村、教育機関及び国際関係団体の連絡先や実施事業等を紹介
- ・発行部数：ホームページの掲載を基本とし、調査協力団体等のみ印刷物を送付

#### ④ ホームページ及びフェイスブックの活用促進

ホームページ及びフェイスブックを積極的に活用し、当センター及び他団体の取組み、生活関連情報、イベント情報、県政情報等を多言語で情報発信する。

- ・掲載言語：日本語、英語、中国語、ポルトガル語、タガログ語

## 2 国際交流・協力事業【3,204千円】

### (1) ハローギフ・ハローワールド開催事業

国際交流の啓発や国際理解の推進、日本人と外国人県民の交流促進のため、本県に活動拠点を置く国際交流・国際協力団体、外国人支援団体等の活動紹介、世界の歌や踊りのパフォーマンス、各国文化の体験等を行う国際交流イベントを開催する。

### (2) 国際協力機構（JICA）協力事業

JICA（独立行政法人国際協力機構）が県内の国際協力の窓口として配置している岐阜デスクの設置・運営を支援する。

### (3) 岐阜県国際交流団体協議会（GIA）協力事業

県内の国際関係団体で構成し、団体間の情報交換、相互の連携、協力の推進を図るために活動している岐阜県国際交流団体協議会の事務局の設置・運営を支援する。

## 3 外国人留学生奨学金支給事業【3,217千円】

外国人留学生の経済的負担の軽減と学習支援、また、岐阜県の理解促進及び諸外国との友好交流の促進のため、奨学金を支給するとともに、奨学生には、多文化共生・国際交流事業や岐阜県のPR等の取り組みへの参加を促進する。

- ・対象者：県内の大学・大学院、短期大学等で学ぶ私費留学生4名
- ・支給額：36万円（月額3万円、1年間）

## ボランティア・民間団体の活動促進

### 1 ボランティア支援事業【6,527千円】

#### (1) ボランティア登録制度の運営

県民参加による国際交流・多文化共生を推進するため、「語学(通訳・翻訳)」、「災害時語学」、「日本語支援」、「ホームステイ」の4分野におけるボランティアの募集・登録を行い、市町村や国際関係団体からの紹介依頼、当センターの各種事業への参加等による活動機会の提供を行う。

#### (2) 岐阜県医療通訳ボランティア斡旋事業及び医療通訳ボランティア研修

県、医療機関及び当センターの連携により、「岐阜県医療通訳ボランティア斡旋事業」を実施する。当事業は、業務内容を理解した上で申し込みをした医療機関からの医療通訳業務の依頼に対し、登録ボランティアの医療通訳業務の斡旋を行う事務局を運営するものである。

また、医療通訳ボランティア登録者の拡充を目指した試験の実施や、登録ボランティアのスキルアップと医療通訳に関心のある方の育成を図るための研修を実施する。

### (3) 災害時語学ボランティア研修

外国人県民の防災意識啓発、災害時語学ボランティア等と連携した市町村における外国人防災体制整備のための事業、岐阜県災害時多言語支援センター設置及び運営に関する協定、及び同マニュアルに基づいた県の体制や市町村、災害時語学ボランティア等との連携を検証する訓練を実施する。

また、東海北陸地域国際化協会連絡協議会や全国の地域国際化協会と連携した広域支援協定に基づき、連携体制構築のための研修会や訓練に参加する。

## 2 国際交流・多文化共生推進助成事業【11,627千円】(拡充)

県民主体の国際交流・国際協力並びに多文化共生社会づくり事業を促進するため、県内の団体が実施する多文化共生や国際交流・国際協力事業に助成を行う(原則として、1団体につき1事業に助成金交付)。

多文化共生推進事業については、外国人散在地域に在住する子どもの支援や、学校外における学習支援の実施地域や担い手の拡充といった地域の課題に対応するため、1団体につき2事業まで助成金を交付できるものとする(ただし、1事業は外国人の子どもへの日本語、教科指導等の学習支援事業を必須とする)。

- ・対象者：県内に活動拠点を有し、継続して国際交流・国際協力及び多文化共生推進活動を行う団体
- ・助成率：国際交流・国際協力事業 対象経費の1/2以内(補助限度額 30万円)  
多文化共生事業 対象経費の2/3以内(補助限度額 50万円)

## 経営基盤の整備

### 1 賛助会員の募集

当センターが実施する事業の開催時等の機会をとらえ、センター事業をPRするとともに、賛助会員の加入募集等を行う。

### 2 広告掲載の募集

当センターのホームページ及び情報誌「世界はひとつ」への広告掲載について、各種機会をとらえ、PRを行う。